

<解体補助に関する Q&A>

■交付申請書について

Q 1 申請者が建物所有者と異なる場合、補助対象となりますか？

A 1 対象建築物の所有者と同等の権利を有する者であれば補助対象となります。
同意書を申請時にご提出ください。

Q 2 申請者が請負契約の発注者と異なる場合、補助対象となりますか？

A 2 補助対象外です。申請者が請負契約の発注者の場合のみ、補助対象となります。

Q 3 解体工事の請負契約について、建替工事とあわせて契約しても良いですか？

A 3 **解体工事と建替え工事等は別契約**でお願いしております。つきましては、申請時に必要となる見積書も解体工事と建替え工事、分けたものをご提出ください。

Q 4 工事の見積書について、作成上の注意点はありますか？

A 4 解体工事業者の記名・押印のあるもの、補助対象・対象外の内容が分かるものとしてください。
なお、見積書の有効期限に注意してください。

補助の対象となるのは、木造住宅の解体工事（S56.5月までの建築）部分です。附属建物や外構の解体は対象外となりますので補助対象・対象外の内容が分かるように作成してください。

Q 5 交付申請後に当初予定していた工事内容を変更する場合、届出等は必要でしょうか？

A 5 変更申請書類や補助額が変更になる場合がありますので、当課へご相談ください。

Q 6 解体工事の着手は、交付決定通知以降であればいつでもよいのでしょうか？

A 6 **解体工事の着手は、補助金の交付決定があった日から 30 日以内**としてください。ただし、特別の事情がある場合において 30 日以内に着工できない場合は、着手延期届を提出してください。

■実績報告書について

Q 1 実績報告書について、提出期限はありますか？

A 1 提出期限は工事完了日から起算して 30 日以内又は交付決定のあった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日です。